

山形大学医学部附属病院管理運営委員会規程

○山形大学医学部附属病院管理運営委員会規程

(設置)

第1条 山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)の管理運営に関する重要事項を審議するため、山形大学医学部附属病院管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 管理運営委員会は、[次の各号](#)に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 理事(病院担当)
- (3) 学部長
- (4) 副病院長
- (5) 歯科口腔外科長
- (6) 薬剤部長
- (7) 看護部長
- (8) 事務部長
- (9) その他病院長が必要と認めた者

(審議事項)

第3条 管理運営委員会は、病院長が招集し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本院の運営方針及び理念に関する事項
- (2) 本院の中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 本院の予算及び決算に関する事項
- (4) 本院の医師、看護師等職員の人事に関する事項
- (5) 本院の医師、看護師等職員の負担軽減及び処遇改善に関する事項
- (6) その他病院長が必要と認める重要事項

2 管理運営委員会の審議は、病院運営委員会に報告する。

(会議)

第4条 管理運営委員会は、病院長が議長を務め、原則、毎週一回招集する。

2 管理運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議案)

第5条 管理運営委員会の議案は、病院長が定める。

2 委員は、事前に病院長の了解を得た上で、議案を提出することができる。

(職務代行)

第6条 病院長に事故があるときは、病院長の指名した者がその職務を代行する。

(議決)

第7条 管理運営委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第8条 管理運営委員会の事務は、企画管理課経営戦略室において遂行する。

(その他)

第9条 [この規程](#)に定めるもののほか、管理運営委員会の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定めることができる。

附 則

[この規程](#)は、平成30年6月12日から施行し、平成30年6月1日から適用する。